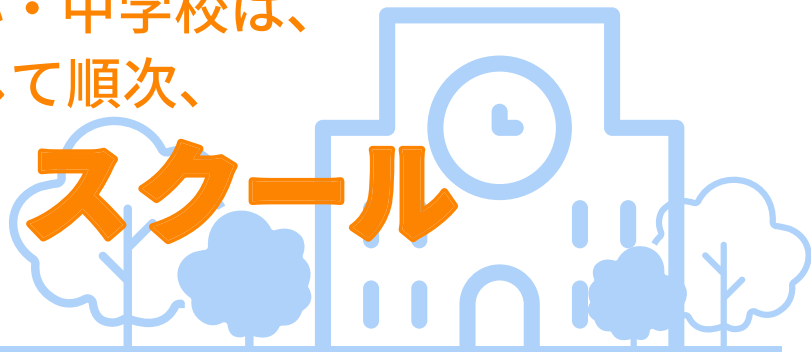


令和4年度より、稲敷市立小・中学校は、  
学校運営協議会制度を導入して順次、

# コミュニティ・スクール

になります！

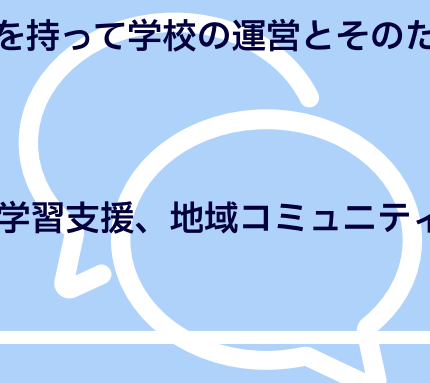


## コミュニティ・スクール（CS）とは？

学校運営協議会を設置した学校を、コミュニティ・スクールといいます。  
学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる、  
「地域とともにある学校」を推進するための取り組みです。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

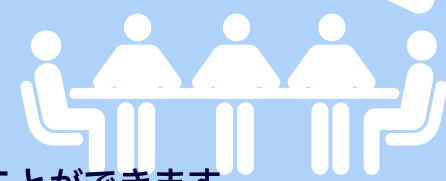
## 学校運営協議会とは？

学校運営協議会は、法律に基づき教育委員会により任命された学校運営協議会委員（保護者、地域住民、学校職員など）で構成されます。一定の権限を持って学校の運営とそのために必要な支援について協議する、合議制の機関です。  
稲敷市学校運営協議会は、15名以内で構成されます。  
年数回会議を実施し、子供や学校の課題解決、子どもたちの学習支援、地域コミュニティの活性化、などについて熟議します。



## 学校運営協議会の機能は？

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認します。
- 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるすることができます。



## どんなメリットがあるの？

子供たちにとっては、学びや体験学習が充実し、地域の担い手としての自覚も高まります。  
教職員にとっては、地域人材を活用した教育活動の充実を図ることことができ、学校・地域・家庭の適切な役割分担により、子供と向き合う時間の確保につながります。  
保護者は、学校や地域に対する理解がより深まります。  
学校が社会とつながることで、学校が地域のよりどころとなります。